

# 欧州政治共同体条約をめぐるトランスアトランティック・ネットワーク

——統一ヨーロッパ・アメリカ委員会とヨーロッパ運動——

高 津 智 子

【要約】 本稿は「最初のヨーロッパ憲法」と呼ばれる欧州政治共同体条約の非公式な草案プロセスを明らかにすることで、第二次世界大戦後から一九五〇年代中頃までの欧州統合の成立期をトランスナショナルな視点から捉えることを目的とする。考察対象となるのは、西欧を中心に活動を展開した統合推進団体「ヨーロッパ運動」とアメリカ政府関連組織「統一ヨーロッパ・アメリカ委員会」という二つの組織の間のトランスアトランティック・ネットワークである。このネットワークは、条約の草案起草プロセスに非公式に関与することを目的に「ヨーロッパ憲法研究委員会」を設立する。アメリカが提供した学術的な援助のもと、研究委員会では西ヨーロッパとアメリカの法律専門家により連邦主義的な統合構想にもとづいた独自の条約案が採択された。この条約案は実際の条約草案起草を担った組織において基礎資料として活用され、非公式な影響を与えることになった。

史林 九八巻五号 二〇一五年九月

## はじめに

本稿は、欧州統合の成立期と呼ばれる第二次世界大戦後から一九五〇年代中頃までの期間を、近年着目されつつあるトランスナショナルな視点にもとづいて再検討を試みるものである。今日のEUの原型が誕生したこの時期は、超国家的な政治統合構想が放棄されて経済統合への道筋が確定した時期だった。フランス・西ドイツ・イタリア・ベネルクス諸国の

六カ国によって一九五二年に設立された欧州石炭鉄鋼共同体 (European Coal and Steel Community: ECSC) は、石炭・鉄鋼産業を超国家的に管理するための部門別の統合という形をとった。この共同体は、紆余曲折を経ながらも欧州経済共同体、欧州共同体へと発展していき、加盟国や権限領域を拡大しながら現在のEUへと至る。このような統合プロセスの一方で、一九五〇年代の初めから中頃にかけて、忘れられた歴史と呼ばれる、実現しなかったもう一つの統合構想が存在した。これこそが本稿で扱う欧州政治共同体 (European Political Community: EPC) である。

EPCとは、ECSC六カ国による超国家的な政治統合構想であり、欧州防衛共同体 (European Defence Community: EDC) 構想の浮上に伴い登場したものである。一九五〇年夏以降、冷戦を背景に西ドイツの再軍備問題が浮上したが、その対応策としてECSC六カ国共同の欧州軍を設立し、そのもとで西ドイツの再軍備を行うEDCの設立が合意されていた。これに政治的なコントロールを行い、EDCとECSCを包摂するという目的をもったEPCは、それまでの経済に限定された部門別の統合とは異なる包括的な政治共同体だった。その制度設計となるEPC条約は、ECSC共同総会内で草案が起草された後、各国政府の協議を経て、フランスを除く五カ国で批准されたものの、一九五四年夏にフランス国民議会がEDC条約の批准を拒否したことにより、それとセットで進められてきたEPC構想もともに放棄されることになった。

このような統合プロセスは、政府文書が「三〇年ルール」により公開されるようになった一九八〇年代から本格的に研究され始めた。ここでは、各国政府はいかなる国益にもとづいて統合を推進したのか、あるいはしなかったのかという問題関心から、政府文書を主な史料として政府間交渉を分析する手法が多くみられた<sup>①</sup>。その結果、各国政府は冷戦という国際環境に加え、戦争で疲弊した国民国家経済を再建するために統合を推進したとする「国民国家の救済」論が打ち出され、通説となった<sup>②</sup>。しかし近年では国益、とりわけ各国政府の経済的な動機に分析の軸を置くこのような研究に対し、問題関心だけでなく史料の選択や分析方法がナショナル・ヒストリーの枠から出ることなしに行われているという批判がなされ

るようになっていいる。すなわち、既存研究ではマルチ・アーカイヴァルな手法が採用されているものの、多くの場合は各国政府文書の分析の総合にとどまっているため、非公式の政策決定プロセスの分析が十分になされていないという批判である<sup>③</sup>。このような既存研究に対して近年新たに注目を集めているアプローチが、トランスナショナル・ヒストリーとしての統合史研究である。そこで着目されるのは、政党や民間組織といった国家／非国家アクターが構築する、国境を越えた諸々のネットワークである。それらは公式のアクターとは異なる性質をもちながらも、各国政府の背後で機能し、政府による統合政策の決定に間接的な影響を及ぼしてきたこと<sup>④</sup>、また、統合政治の次元では、欧州議会におけるヨーロッパ・レベルの政党の基盤を提供してきたことが指摘されている<sup>⑤</sup>。すなわち、トランスナショナル・ネットワークが果たした役割の分析を通じて、外交交渉の背後で進められた、非公式な統合プロセスの実態がようやく明らかにされ始めている<sup>⑥</sup>。

例えば、このアプローチを提唱する代表的な研究者カイザー (W. Kaiser) とゲラー (M. Geller) は、西ヨーロッパのキリスト教民主主義諸党の幹部たちによる秘密会談「ジュネーヴ・サークル (Genev Kreis)」(一九四七―五五年) で構築されたトランスナショナル・ネットワークの実態を初めて解明し、そこでの非公式協議が仏独和解とECS設立、そして西ドイツの西ヨーロッパ復帰の下支えとなったことを明らかにした<sup>⑦</sup>。筆者もまたこのネットワークについて取り組み、そこで共有された独自のEPC構想がECS共同総会といった欧州組織へ受け継がれ、同ネットワークがEPC条約の草案に非公式に関与していったことを考察した<sup>⑧</sup>。

しかし、トランスナショナル・ヒストリーの観点からEPC構想の非公式な側面を分析する際には、このキリスト教民主主義ネットワークに加え、もう一つのネットワークも見落とすことができない。それが西ヨーロッパとアメリカの間のトランスアトランティック・ネットワークであり、近年研究の端緒が開かれたばかりの「ヨーロッパ憲法研究委員会 (Comité d'Études pour la Constitution Européenne: CECE)」において構築されたものだった。CECEは、ベルギー元首相スパーク (P. H. Spaak) が議長を務める民間の統合推進団体「ヨーロッパ運動」とアメリカ政府関連組織「統一ヨーロッパ

パ・アメリカ委員会 (American Committee on United Europe: ACUE) とする二つの組織の間で一九五二年に設けられたものである。<sup>⑧</sup>

EPC構想をめぐっては、各国政府の交渉という表舞台の物語に加え、その舞台裏ではこれらのトランスナショナル／トランスアトランティックなネットワークが非公式に条約草案起草プロセスに関与しようと試みていた。EPC条約の起草を実際に担ったのは、ECS共同総会内に設置されたアドホック議会と憲法委員会である。これら二つのネットワークはともに有力なメンバーを両組織の重要ポストに就かせており、「最初のヨーロッパ憲法」起草のための議論を主導している。そのため、EPCの条約草案起草プロセスを非公式な側面から明らかにするために、この二つのネットワーク各々の実態とその関係性を解明することが最終的に必要となる。キリスト教民主主義政党ネットワークについては考察済みであるため、本稿ではECEのトランスアトランティック・ネットワークに焦点を当てて分析を行うことにする。

次に、ECEの先行研究について見ていく。ECEは従来の統合史研究ではエピソード的な扱いを受けてきた。というのも、実現しなかった構想であるため、EPCそのものが長年忘れられた歴史として十分に分析なされてこなかったからである。<sup>⑩</sup>ところが近年の法学研究では、トランスナショナルなヨーロッパ法の起源に対する関心の高まりを背景に、統合成立期の諸条約やヨーロッパ法の研究が行われるようになっており、加盟各国に対して超国家的な行政権・司法権・立法権を有するEPC条約は「ヨーロッパ最初の憲法」として位置づけられ、研究対象として着目されるようになってきている。<sup>⑪</sup>このような動向を受けて、ECEは研究対象として本格的に取り上げられつつある。その数少ない先行研究では、ECE内の連邦主義者に加え、西ヨーロッパとアメリカの法律専門家が重要な役割を果たしたこと、<sup>⑫</sup>そしてその条約案はハーヴァード大学研究グループから影響を受けながら、独自の条約案を採択し、EPC条約の草案起草に非公式に関与したことが明らかにされている。<sup>⑬</sup>

しかしこれらの研究では、なぜアメリカの関与を経てECEが設立されたのかという経緯について踏み込んだ分析が

なされておらず、その実態が十分に解明されたとは言い難い。当時、親統合派の国境を越えるネットワークが複数存在していた中で、なぜスパークが議長を務めるヨーロッパ運動が統合の旗振り役としてアメリカの支援相手となりえたのだろうか。本稿は、従来看過されてきたもう一つの親統合派ネットワークであるキリスト教民主主義政党ネットワークとの関係性にも着目することで、CECEの設立背景を考察する。その上で、そこで共有された統合構想を分析し、EPC条約の草案起草プロセスにおいて果たした非公式な役割を明らかにしたい。

なお、CECEを分析する意義は、以下の二つある。第一に、アメリカによる統合への非公式な関与の一端を照射することで、EPC条約草案起草プロセスを西ヨーロッパに限定されたものとしてではなく、冷戦構造というより大きな枠組みで捉えることを可能にするということ。第二に、政府間交渉の観点から分析されがちだった統合成立期に関する既存研究を、トランスナショナルという新たな観点から補完しようということである。

このような問題関心のもと、第一章ではアメリカの対統合政策を概観し、ACUEの活動実態を分析する。第二章および第三章ではCECEに参加したヨーロッパ側の指導者がベルギー社会党に所属する社会主義者だったこと、彼らが統合の旗振り役としてアメリカの支援相手となり、両者の間で非公式なトランスアトランティック・ネットワークが構築されるに至った経緯を、キリスト教民主主義ネットワークとの関係性に着目しながら分析する。第四章では、CECE内で行なわれる統合構想が共有されたのかを考察する。

最後に、本稿で用いる史料について述べる。主な史料は、フィレンツェのEU歴史文書館 (The Historical Archives of the European Union: HAEU) 所蔵のCECEおよびACUEに関するフェルナン・ドゥウース (Fernand Dehousse) のフォンド (FD-40° 86-90) とヨーロッパ運動 (Mouvement européen) のフォンド (ME-798° 820° 2217) である。また、フランス国立文書館 (Archives nationales: AN) が所蔵する、キリスト教民主主義政党ネットワークが構築された秘密会談ジュネーヴ・サークルの議事録 (Papiers Robert Bichel) に加え、回想録や同時代文献、インタビュー等も利用する。

- ① 欧州統合史の先行研究を包括的に整理したのにより、例えは以下のとおりである。C. Wurm, "Early European Integration as a Research Field: Perspectives, Debates, Problems", C. Wurm (ed.), *Western Europe and Germany: The Beginnings of European Integration 1945-1960*, Oxford, 1995, pp. 9-26; D. Dinan, "The Historiography of European Integration", D. Dinan (ed.), *Origins and Evolution of the European Union*, Oxford, 2006, pp. 297-324; 藤野「ヨーロッパ統合史のノンランナー——EUのスタートアップの構築に向けて」、藤野・板橋編『複数のヨーロッパ——欧州統合史のノンランナー』北海道大学出版会、二〇一二年、三一—四一頁。
- ② A. Milward, *The European Rescue of the Nation State*, London, 1992.
- ③ W. Kaiser, "From State to Society? The Historiography of European Integration", M. Cim/A. Doume (eds.), *Palgrave Advances in European Union Studies*, Basingstoke, 2006, pp. 190-208; W. Kaiser/B. Leucht/M. Rasmussen, "Origins of a European polity: A new research agenda for European Union history", W. Kaiser/B. Leucht/M. Rasmussen (eds.), *The History of the European Union. Origins of a Trans- and Supranational Polity 1950-72*, Abingdon, 2009, pp. 1-11.
- ④ 小島健「欧州経済協力連盟の創設(一)」、『経済学季報』五七巻三・四号、二〇〇八年三月、三七—五二頁。
- ⑤ 例えは、欧州人民党の起源として一九五〇年代のキリスト教民主主義諸党による国境を越えたネットワークの重要性を指摘した以下の研究がある。T. Jansen, *The European People's Party. Origins and Development*, New York, 1998.
- ⑥ このような問題関心からドイツを中心とする親統合派の民間運動に着目した研究により、以下のとおりである。C. Bailey, *Between Yesterday and Tomorrow: German Visions of Europe, 1926-1950*, New York/Oxford, 2013.
- ⑦ M. Gehler/W. Kaiser, "Transnationalism and Early European Integration: The Nouvelles Équipes Internationales and the Geneva Circle 1947-1957", *The Historical Journal*, vol. 44, no. 3, 2001, pp. 773-798; M. Gehler, "Begegnungsort des Kalten Krieges: Der „Genfer Kreis“ und die geheimen Absprachen westeuropäischer Christdemokraten 1947-1955", M. Gehler/W. Kaiser/H. Wohnout (Hrsg.), *Christdemokratie in Europa im 20. Jahrhundert*, Wien, 2001, S. 642-694; W. Kaiser, *Christian Democracy and the Origins of European Union*, Cambridge, 2007.
- ⑧ 高津智子「欧州統合初期におけるキリスト教民主主義のトランスマショナル・ネットワーク」九州大学大学院人文科学府修士論文、二〇一二年一月提出。
- ⑨ この点を示す民間組織 (private organizations) とは、各国政府による外交交渉における公式アクターとは異なり、圧力団体として間接的に各国政府の欧州統合政策に影響を及ぼすことを目的とした非公式・非国家アクターである。本稿が分析対象とする「ヨーロッパ運動」は、知識人や財界人に加え西ヨーロッパ各国の有力政治家やメンバーに含んでいたものの、公的な性質をもたない親統合派組織であったという点において、民間組織としての位置づけである。
- ⑩ R. T. Griffiths, *Europe's First Constitution. The European Political Community, 1952-1954*, London, 2000, pp. 17-21.
- ⑪ A. Cohen, "Anatomie d'une utopie juridique. Éléments pour une sociologie historique du fédéralisme européen: la Constitution", L.

Israel/G. Sacriste/A. Vauchez/L. Willemetz (dir.), *Sur la portée sociale du droit. Usages et légitimité du registre juridique*, Paris, 2005, p. 341-355. A. Cohen, "Constitutionalism Without Constitution: Transnational Elites Between Political Mobilization and Legal Experiment in the Making of a Constitution for Europe (1940s-1960s)", *Law & Social Inquiry*, vol. 32, issue 1, 2007, pp. 109-135. 統合プロセスにおける人権法の発展とどう観点から、E.U.C.条約の人権保護に関する規定を分析した研究を「以下のもも」が参照。G. de Bürca, "The Evolution of EU Human Rights Law", P. Craig/G. de Bürca (eds.), *The Evolution of EU Law*, Oxford, 2011, pp. 465-497. また、歴史学者らによる連邦主義ネットワークや各国政府にわたる多岐に亘るマクスターを豊富に一次史料をもとに分析し、E.U.C.構想の全体像を明らかにした以下の優れた研究がある。川嶋周一「幻のヨーロッパ?——欧州政治共同体をめぐる——一九五二—一九五四(一)(二)」『政経論叢』八一巻一・二号、二〇一二年二月

## 第一章 アメリカの対欧州統合政策

### 第一節 冷戦と西ドイツ問題

アメリカ政府は戦後間もない時期から西側諸国に対し統合を促してきたことで知られているが、その最大の動機は反共政策だった。冷戦の進展によりヨーロッパの分断が避けられないものとなっていた当時、西ドイツは反共防波堤の最前線として位置づけられるようになっていた。その西ドイツを西側に結びつけて安定した西ヨーロッパを確保することは、アメリカの安全保障にとって不可欠だった。アメリカとフランスをはじめとするドイツの近隣諸国は、復興した西ドイツが

八七一—三〇頁、八二巻一・二号、二〇一四年一月、一三三—二〇二頁。

⑲ B. Vassiere, "La lutte pour la supranationalité en Europe: un combat contre des chimères? L'engagement de l'Union européenne des Fédéralistes pour la Communauté Politique européenne (1952-1954)", *European Review of History/Revue européenne d'Histoire*, vol. 12, no. 3, 2005, p. 445-474.

⑳ Cohen, op. cit. pp. 119-125.

㉑ C. Révellard, *Les premières tentatives de construction d'une Europe fédérale. Des projets de la résistance au traité de C.E.D. (1940-1954)*, Paris, 2001; C. Révellard, "La Communauté Politique européenne (1952-1954): l'américanisation par la fédération?", D. Barjot/C. Révellard (dir.), *L'américanisation de l'Europe occidentale au XXème siècle. Mythe et réalité*, Paris, 2002, p. 101-120.

再び軍事的・経済的な覇権を取り戻すこと、または西ドイツがソ連の影響下で再統一の道を選び、中立国となることを深く懸念していた<sup>①</sup>。

そのためアメリカは統合の推進を重要な反共政策の一環として位置づけ、西ドイツを統合に組み入れることの必要性を認識し、統合の実現を積極的に支持していく。そこでアメリカが掲げた方針は、超国家的な組織を創出すること、その枠組みに西ドイツを封じ込めることで強いドイツの復活を防ぎ、同時にソ連の脅威に対抗するということだった<sup>②</sup>。分裂したヨーロッパはソ連内外の「共産主義者にとって格好の餌食」だったのである<sup>③</sup>。

アメリカ国務省は早くも一九四七年の時点でこのような超国家的統合の必要性を認識しており、それ以降の対統合政策の基盤としていった<sup>④</sup>。このような背景からアメリカは、ECS Cの設立を提案したシューマン・プランを支持している。A C C U Eの委員長であり、戦時中には中央情報局(C I A)の前身組織である戦略情報局(Office of Strategic Service: OSS)の局長を務めたドノヴァン(W. J. Donovan)は一九五二年春に発表した自らの論稿の中で、ドイツが民主主義諸国のパートナーとなることが西ヨーロッパの安定のために不可欠であるという認識のもと、シューマン・プランの意義を次のように説明している。シューマン・プランとは、石炭・鉄鋼産業を超国家的機関の管理下に置くことで、「ドイツ産業がドイツの侵略的な野心の下請け人とならないことをフランスに保証」するものであること。加えて、同プランは「政治的かつ経済的」なものであり、一九四九年に西ヨーロッパ一五カ国によって設立された欧州審議会のような権限の弱い政府間組織ではなく、「構成国政府の意志から独立して行動することのできる」ものであり、「ヨーロッパ連邦に向かう最初の決定的な一歩」であるという<sup>⑤</sup>。このような認識のもと、アメリカは非公式にECS C設立条約に関与しており、駐仏アメリカ大使館ネットワークおよびドイツとアメリカの間の大学ネットワークを利用して、同条約に独占禁止法に関する条項を盛り込ませることに成功したことが近年の研究によって明らかにされている<sup>⑥</sup>。

ECS Cは石炭・鉄鋼という経済部門に限定した統合であったものの、冷戦の進展に伴い、軍事・政治領域へと拡大さ



れた統合構想が浮上する。それがEDCとEPC構想である。朝鮮戦争の勃発を契機にアメリカは西ドイツの再軍備を早急に実現することを求めるようになったが、これに強固に反対したのが、ナチスの記憶がまだ鮮明な近隣諸国、とりわけフランスだった。西ドイツの単独での再軍備の対案として、フランスの防衛大臣プレヴァン（R. Pleven）は一九五〇年一〇月に西ヨーロッパが共同で欧州軍を設立し、その枠組みで西ドイツの再軍備を行うことを提案し、これがEDC構想の直接の起源となる。<sup>⑦</sup>

当初アメリカ政府、とりわけ国務省はフランスによる欧州軍の設立提案を「西ドイツの再軍備を遅らせるための戦術」とみなし、「嫌悪感をもって」その実現可能性を疑問視していたもの<sup>⑧</sup>。欧州軍のもとで西ドイツ再軍備を行うという合意が得られたため、このEDC構想を受け入れることになった。<sup>⑨</sup>そして、これに民主的なコントロールを行うものとして構想されたEPCについても同様に支持し、非公式なチャンネルを通じて統合政策に深く関与していくことになるが、そこで活用されたのがACUEだった。

## 第二節 統一ヨーロッパ・アメリカ委員会（ACUE）の設立

それでは、ACUEとはいかなる組織だったのか。その設立の直接の契機となったのは、ヨーロッパ側からの働きかけだった。ヨーロッパ運動設立の立役者であるイギリス元首相チャーチル（W. Churchill）とその娘婿サンズ（D. Sands）らは、統合の実現のためにはアメリカからの支援が不可欠であると考えていた。そこで、サンズを中心とするヨーロッパ運動の主要メンバーは一九四八年夏にドノヴァンと後のCIA長官ダレス（A.W. Dulles）らと面会すべく訪米し、ヨーロッパ運動への援助を求めた。<sup>⑩</sup>ドノヴァンは第二次大戦中のレジスタンス支援活動などの経験からチャーチルと個人的なつながりをもっていたが、彼にとつて、この支援要請は都合なものだった。

というのも、チャーチルは一九四六年九月に行った有名なチューリッヒ演説でヨーロッパ合衆国の創出を訴えるなど、

統合推進の旗振り役として西ヨーロッパの政界で強い影響力をもっていたからである。加えて、彼が率いるヨーロッパ運動は当時複数存在していた親統合派ネットワークをまとめあげたものであり、その中には、例えば西ヨーロッパの連邦主義者による欧州連邦主義者連盟 (Union des Federalistes europeennes, UFE) や、西ヨーロッパの社会主義者によるヨーロッパ合衆国社会主義運動 (Mouvement socialiste pour les Etats-Unis d'Europe) 、東側からの亡命者も含むキリスト教民主主義の国際組織である新国際エキップ (Nouvelles Equipes Internationales: NEI) などが含まれていた。<sup>⑩</sup> このような組織から成るヨーロッパ運動は、西ヨーロッパ各国に設置されたナショナル・カウンスルを通じて、統合の実現に好意的な世論を作り出すための活動にも取り組んでいた。<sup>⑪</sup> そのため、ヨーロッパ運動を支援することは、西ヨーロッパで超国家的な統合を促進できる効率的な方法であり、西ヨーロッパでの共産主義の浸透を食い止めることにもつながるため、アメリカ側にとってメリットのあるものだった。両者のこのような思惑が合致した結果、ACUEは一九四九年二月にニューヨークで正式に発足し、一九六〇年まで活動を継続することになる。<sup>⑫</sup>

ACUEは、表向きは「合衆国内の民間人グループ」という看板を掲げていたものの、その主要メンバーをみれば、それが事実でないことは明らかだった。その委員長はCIAの父と呼ばれるドノヴァンが、副委員長はダレスが務め、また理事会のメンバーには、ダレス同様にCIA長官となるスミス (W. B. Smith) やブラーデン (E. W. Braden) がいた。<sup>⑬</sup> このような顔ぶれから、早くも一九六三年の時点でイギリスの歴史学者ペロフが「アメリカの公的なサークル、とりわけインテリジェンス側との密接な関係」を指摘している。<sup>⑭</sup> また、ACUEの元メンバーであるアメリカ人弁護士はCIAを通じてACUEにリクルートされたこと、ACUEはCIAによってサポートを受け、その資金源の大半はアメリカ政府からのものであったことを証言している。<sup>⑮</sup> ACUEはこのような弁護士に加え、実業家、学者、政治家、国務省の官僚から成り、一九五〇年の時点で約三八〇人のメンバーを有していた。<sup>⑯</sup>

それにも関わらず、ACUEが「民間人グループ」の組織として活動を行っていたのは、アメリカ政府が統合政策に非

公式に関与するためのバックチャンネルとしての役割を期待されていたからだだった。アメリカは一貫して統合の実現を推進していたものの、同時に、アメリカ帝国主義によるヨーロッパへの干渉という批判の口実を共産主義者に与えてしまうことを懸念していた<sup>②</sup>。加えて、統合というヨーロッパの内的な事象に対してアメリカが直接的に関与し、政治的・経済的な改革を促すことは「幾分デリケートな事柄」であるため、アメリカ国内およびヨーロッパ側からの批判を回避したいという思惑もあったと考えられる<sup>③</sup>。

では、この組織はどのような認識のもと、いかなる活動を行っていたのだろうか。ドノヴァンやダレスを中心とする幹部たちは、「アメリカ合衆国の平和と安全はヨーロッパ合衆国の成立を必要とする」という共通の認識のもと、反共防波堤のために西ヨーロッパ諸国の統合を実現することを最大の組織目標としていた<sup>④</sup>。彼らの目には、「統制のとれた一つのユニット」であるソ連とその影響下にある東ヨーロッパ諸国とは対照的に、「分裂した」西ヨーロッパ諸国は政治的・軍事的・経済的に不安定なものとして映っていた<sup>⑤</sup>。アメリカの安全保障のためには「民主的プロセスにとって有害な思想」である共産主義の侵略を防ぐことが不可欠であり、そのためには何よりも西ヨーロッパ諸国の経済的な安定が必要だった。統合を促進しないことは、アメリカにとって「ほぼ確実に大陸を、非常にありうることにイングランドを失い、そして共産主義との最終的な闘争に負ける」ことを意味していた<sup>⑥</sup>。そのため、当初A C U Eが現実的な統合方針として掲げていたのは、西ヨーロッパ諸国による「単一市場」の創出<sup>⑦</sup>を通じて経済統合であった。しかし、そのためには各国の利害関係の衝突を克服する必要があること、また、進展する冷戦の緊張関係を背景に、徐々に「政治的な連合」、すなわち超国家的な政治統合の必要性が認識されるようになる<sup>⑧</sup>。

このような認識のもと、A C U Eは大きく分けて二つの活動を展開していった。一つはアメリカ国内で統合の推進とその必要性に対する理解を促進すること、もう一つは西ヨーロッパで統合を推進する民間組織の活動を主に財政面において援助することだった<sup>⑨</sup>。前者については、A C U Eのメンバーであるフルブライト (J. W. Fulbright) を中心とする議員たち

が一九五二年一月末に、アメリカ政府がEPC構想を支持し、近い将来誕生する「ヨーロッパ連邦政府」と協力関係を築くことを表明した決議案を上院に提出し、トルーマン大統領から好意的な反応を得るなど、政府から統合への支援を得るべく議会での働きかけを行っていた。また、ACUEはチャーチルやフランス外相シューマン (R. Schuman) といった親統合派の政治家たちによるアメリカでのレクチャー・ツアーのスポンサーとなり、アメリカ市民に対し統合の進展とその必要性に対する理解を深めるよう促進していた。<sup>②③</sup>

このようなアメリカ国内での活動もさることながら、ACUEが最も重視したのが西ヨーロッパの「民間人グループ」の活動支援、すなわちヨーロッパ運動を通じて統合政策への関与だった。<sup>④</sup>この活動を通じて、ACUEは次の三つの条件からなる統合構想を促進しようとしていた。すなわち、政治的には立法権を有する欧州議会の設立、経済的には共通市場の創出、社会的には加盟国の国内法に優越するヨーロッパ法を司る欧州裁判所の設立である。<sup>⑤</sup>この条件を満たすものがEPCであり、ACUEはその実現のため、ヨーロッパ運動の活動支援を通じて、その条約の草案起草プロセスに関与していくことになる。

- ① 上原良子「ヨーロッパ統合の生成 一九四七—五〇年——冷戦・分断・統合」遠藤乾編『ヨーロッパ統合史』名古屋大学出版会、二〇〇八年、二二—二一三頁。
- ② K. Schwabe, "The United States and European Integration: 1947-1957", *Wurm, op. cit.*, pp. 117-118.
- ③ A Statement of Purpose of the American Committee on United Europe, p. 1, ME-798, HAEU, Florence.
- ④ Schwabe, *op. cit.*, p. 118.
- ⑤ W. J. Donovan, "The Schuman Plan: A Blow to Monopoly", *The Atlantic Monthly*, February 1952, pp. 58-59.
- ⑥ B. Leucht, "Expertise and the Creation of a Constitutional Order for Core Europe: Transatlantic Policy Networks in the Schuman Plan Negotiations", W. Kaiser/B. Leucht/M. Gehler (eds.), *Transnational Networks in Regional Integration: Governing Europe 1945-83*, Basingstoke, 2010, pp. 18-37.
- ⑦ Schwabe, *op. cit.*, pp. 127-128.
- ⑧ ACUE, *United Europe: a Statement of Progress*, New York, 1951, p. 30.
- ⑨ Schwabe, *op. cit.*, p. 127.
- ⑩ J. R. Aldrich, *Hidden Hand: Britain, America and Cold War Secret Intelligence*, London, 2002, pp. 346-348.
- ⑪ 「ヨーロッパ統合の父」として有名なシューマンのカーン・カレルキ

- 伯密 (R. Coudenhove-Kalergi) が「ヨーロッパ」を始めたとするアメリカ人のマンナリジエンス・ロビンソンに深く影響を受けた。彼は第二次大戦中にアメリカに亡命した際、ニューヨーク大学の歴史学者とともにヨーロッパ連邦に関するセミナーを開催し、一九四四年には彼の共著『ヨーロッパ合衆国憲法草案』を出版している。A. J. Zurcher: *The Struggle to Unite Europe, 1940-1958*. New York, 1958, pp. 11-12.
- ② W. Churchill/P. H. Spaak: *European Movement and the Council of Europe*. London, 1949, pp. 33-34.
- ③ ACUE, *American Committee on United Europe: Background and Aims*. New York, 1953, p. 4.
- ④ Aldrich, *op. cit.*, p. 348.
- ⑤ Lettre de William C. Foster à Robert Schuman (New York, 20.4.1960), ME-2217, HAEU.
- ⑥ ACUE, *op. cit.*, p. 1.
- ⑦ ACUE, *United Europe* ..., p. 1.
- ⑧ M. Beloff, *The United States and the Unity of Europe*. Washington, D. C., 1963, p. 72. スロンゴウのこうした指導を行った可能性の一点については、彼の指導者生でありヨーロッパ運動事務局長ルベタ (G. Rebatet) の息子 (F. X. Rebatet) の存在が挙げられる。彼は父親の人脈を通じて入手した内部資料をもとに一九六二年に博士論文を完成させ、ACUEとヨーロッパ運動の非公式な関係を初めて明らかにしたが、その内容の機密性から三〇年間公開が制限されていた。F. X. Rebatet, "The 'European Movement' 1945-1953: a Study in National and International Non-Governmental Organisation working for European unity" (Ph. D. diss., St Anthony's, Oxford, 1962).
- Aldrich, *op. cit.*, p. 344.
- ⑨ W. K. I. Coblenz/L. McGarrigle (eds.), *San Francisco Lawyer, California Higher Education, and Democratic Politics, 1947-1998: Oral History Transcript*. California, 2002, pp. 20, 35-37.
- ⑩ Rebatet, *op. cit.*, p. 304.
- ⑪ Schwabe, *op. cit.*, p. 119.
- ⑫ News from the American Committee on United Europe, vol. 1, no. 3, 1950, MACKAY/5/4, London School of Economics Archives [LSE/LSA]. London, p. 1.
- ⑬ ACUE, *American Committee* ..., p. 1.
- ⑭ News from the American Committee on United Europe, vol. 1, no. 1, 1950, MACKAY/5/4, LSEA, p. 1.
- ⑮ Statement by the Directors of the American Committee on United Europe (New York, 24.1.1951), MACKAY/5/4, LSEA, p. 1.
- ⑯ News from the American Committee on United Europe, vol. 1, no. 6, 1950, MACKAY/5/4, LSEA, p. 1.
- ⑰ ACUE, *op. cit.*, p. 1.
- ⑱ Rebatet, *op. cit.*, p. 303.
- ⑲ Letter from Harry S. Truman to J. W. Fulbright, Brian McMahon, and John J. Sparkman (Washington, D. C., 30.1.1952), ME-2217, HAEU.
- ⑳ ACUE, *op. cit.*, p. 15.
- ㉑ *Ibid.*
- ㉒ A Statement of Purpose of the American Committee on United Europe, p. 1.

## 第二章 ヨーロッパ運動

### 第一節 組織概要

では、ヨーロッパ運動とはいかなる組織だったのだろうか。ヨーロッパ運動は、一九四八年秋にチャーチルと義理の息子サンズのもと、上述のように最大のメンバーシップと影響力を誇る統合推進団体として発足したものである。従来の統合史研究では各国政府に焦点を当てたアプローチが主流だったため、このヨーロッパ運動の役割が軽視される傾向があったが、近年ではその評価が見直され、圧力団体として各国の政界に一定の影響力をもち、統合政策の決定に間接的に関与していたことが明らかにされている<sup>①</sup>。

そのような影響力をもちえた理由の一つが、ヨーロッパ運動に参加する大物政治家たちの存在だった。名誉議長にはチャーチル、スパーク、フランス社会党党首ブルム (U. Blum)、イタリア首相デ・ガスペリ (A. de Gasperi) という大物政治家が名前を連ねていた<sup>②</sup>。メンバーにはこれらの人物に加え、西ヨーロッパ各国の閣僚経験者などの多くの政治家、知識人、財界人がおり、東ヨーロッパやスペインからの亡命者も参加する全欧的かつ超党派的な組織だった。

その組織構造は、執行機関である国際執行委員会と事務局のもとに上述のNEIといった複数の所屬組織が置かれ、そのもとに西ヨーロッパ各国で国単位に組織された大衆組織としてのナショナル・カウンシルがあった。ヨーロッパ運動はこれらの諸組織を通じて欧州審議会の設立を実現させ、若い世代への共産主義の浸透を防ぐためのヨーロッパ青少年キャンプなど、様々な活動を展開していったが、それらの多くはACUEからの資金援助と関与を受けていた。ヨーロッパ運動の財源の大半はACUEによって秘密裏にまかなわれたものだったが、このような金銭面に関する事柄について、ACUEとヨーロッパ運動の上層部の間で交わされた書簡の大半はコンフィデンシャルの形をとっており、その際の連絡

窓口を務めたのはサンズや事務局のルバテとレティンゲル (J. Reinger)、フランス社会党のフィリップ (A. Philip) といつた。ヨーロッパ運動上層部の一部に限られていた。

## 第二節 イニシアティブ争い

ACUEは必ずしもヨーロッパ運動の活動をコントロールしていたわけではなかったが、その最大の資金提供者として影響力を行使した場合もあった。それが、ヨーロッパ運動の議長職の交代である。ヨーロッパ運動の議長を務めるサンズは、統合そのものには反対しないものの、超国家的なヨーロッパ連邦を求める連邦主義に反対し、国家主権の縮小を伴わない政府間協力での統合を主張していた。このような姿勢はヨーロッパ運動内のイギリス人メンバーによって共有されており、超国家的な統合方針を掲げるACUEにとっては受け入れがたいものだった<sup>⑤</sup>。また、ヨーロッパ運動内でサンズの「独裁的」な姿勢に対する批判が高まっていたこともあり<sup>⑥</sup>、ACUEは彼の代わりに、ベルギー社会党のスパークがヨーロッパ運動の議長に就くべきだと考えるようになる。

スパークは戦時中からアメリカ政府関係者とのつながりをもつ人物であり、超国家的な統合を支持する連邦主義者として知られていた。加えて、元首相として、また国連総会元議長として国内外に人脈をもっていることから、スパークはアメリカ側にとって理想的なヨーロッパ運動の新リーダーだった。このような理由から、彼はACUEの支援を受け、一九五〇年にサンズに代わってヨーロッパ運動の議長に就任し、アメリカとのチャンネルを独占して、ヨーロッパ運動のイニシアティブを握ることになる<sup>⑦</sup>。

このような流れを敏感に察知していたのが、ヨーロッパ運動に参加していたキリスト教民主主義者だった。その事例として、ここではジュネーヴ・サークルでの協議を取り上げたい。一九四七年から一九五五年まで年に二、三回定期的に開催されていたジュネーヴ・サークルの秘密会談には、ベルギー、西ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、オーストリ

ア、スイスの七つのキリスト教民主主義政党の幹部から、毎回数人が出席していた。<sup>⑧</sup>ジュネーヴ・サークルの特徴として挙げられるのは、第一に機密性の高い秘密会談であるということ、第二に各党の指導者であり、また政府のメンバーでもある責任と資格のある政治家が出席し、議論を行い、そこでの結論を国内政策として実現することを目的にしていたということ、第三にアメリカの関与を受けずに行われた協議の場であり、出席者たちはアメリカへの不信感を共有し、その統合への関与を警戒していたということである。<sup>⑩</sup>サークルには西ドイツ首相のアデナウアー (K. Adenauer) やフランス外相ビドー (G. Bidault) などの各国の政府中枢にいた政治家が参加していたが、彼らの多くはサークルの結成前、そして結成後もサークルでの活動と並行してヨーロッパ運動にも参加していた。例えばフランスのテトジャン (P.H. Teitgen) はヨーロッパ運動では司法セクションのリーダーとして中心的な役割を担い、同じくフランスのビシエ (R. Bichet) はヨーロッパ運動の副議長を務めていたが、彼らはヨーロッパ運動において自らが周辺的な立場に追いやられていることを懸念していた。

ヨーロッパ運動の設立から約半年後の一九四九年三月八日に開かれたジュネーヴ・サークルの会談では、ヨーロッパ運動に対する不満が率直に述べられている。そこではまずビシエが、ヨーロッパ運動内には派閥争いがあること、社会主義者が重要ポストを独占していることを指摘し、スイスのキリスト教民主党首エッシャー (J. Escher) からは、ヨーロッパ運動が社会主義者たちの手中に落ちるのではないかと強い懸念が示された。上述したように、ヨーロッパ運動は単なる理念レベルの運動ではなく、実際に圧力団体として統合政策に関与することができたため、ヨーロッパ運動のイニシアティブを誰が握るかというのは重要な問題だった。しかし、社会主義者の優勢に対抗すべく提案されたのは、キリスト教民主主義者をヨーロッパ運動の中央組織に送り込むというのではなく、下部組織であるナショナル・カウンシルを通じて中央に働きかけるという消極的なものだった。<sup>⑪</sup>

ジュネーヴ・サークルにおけるこのような非公式協議に加え、ヨーロッパ運動の所属組織の一つであるNEIでも同様



の懸念がなされていた。一九五〇年一月四日に行われたNEI執行委員会の会合において、オーストリア人民党に所属し、ヨーロッパ運動のメンバーでもあったフルデス (F. Hurdus) は、ヨーロッパ運動の「操縦桿はほぼ全て社会主義者の手の中にある」と指摘し、スパークがヨーロッパ運動の主導権を握っていることに対して不満を示している。<sup>⑩</sup>

このように、ヨーロッパ運動ではキリスト教民主主義者は周辺的であったこと、そのイニシアティブを握ったのは当初イギリス人であったものの、反連邦主義の姿勢をとったために、最大の資金提供者であったACUEの反発を招いたこと、ACUEは代わりにスパークを中心とする社会主義者との間で結びつきを強めていったことが考えられる。ACUEとスパークを中心とするヨーロッパ運動の間にはトランスアトランティック・ネットワークが構築され、それを通じてACUEはEPC条約の草案起草プロセスに関与することになる。そして、そのために設立されたのが次章で考察するCECEであった。

- ① 上原良子「『ヨーロッパ文化』と欧州審議会の成立」『国際政治』一  
一九号、二〇〇二年二月、九二—一〇六頁、上原良子「フランス社会  
党の欧州統合構想と欧州審議会」『西洋史学』一九八号、二〇〇二年  
一三—四三頁。
- ② Churchill/Spaak *op. cit.*, p. 13
- ③ Aldrich, *op. cit.*, p. 343. なお、ACUEはヨーロッパ運動が発行す  
るジャーナルの定期購入を行っており、その際の契約はアメリカ相互  
安全保障局との間で結ばれていた。Letter from W. K. Stewart to  
the European Movement (21.4.1952), ME-820 HAEU.
- ④ Rebatet, *op. cit.*, p. 302.
- ⑤ Aldrich, *op. cit.*, pp. 349-350
- ⑥ J. Pomian (ed.), *Josef Retinger. Memoirs of an Eminence Grise*,  
London, 1972, p. 249.
- ⑦ Aldrich, *op. cit.*, p. 351.
- ⑧ Coblentz/McGarrigle, *op. cit.*, p. 37.
- ⑨ B. Dörpinghaus, "Die Gender Sitzungen- Erste Zusammenkünfte  
führender christlich-demokratischer Politiker im Nachkriegseuropa",  
D. Blumenwitz (Hrsg.), Konrad Adenauer und seine Zeit. Politik  
und Persönlichkeit des ersten Bundeskanzlers. Stuttgart 1976, S.  
538.
- ⑩ Compte rendu d'une rencontre à Geneve (21.11.1949), 519AP/10,  
p. 23, AN, Pierrefite-sur-Seine.
- ⑪ Compte rendu d'une rencontre à Geneve (8.3.1949), p. 16-18,  
519AP/10, AN.
- ⑫ M. Gehler/W. Kaiser, Transnationale Parteikooperation der  
europäischen Christdemokraten Dokumente 1945-1965 [Zür- TPFC],  
Munich, 2004, Dok.74, S. 256.

### 第三章 ヨーロッパ憲法研究委員会（CECE）の設立

#### 第一節 設立経緯

本節ではまずEPC構想をめぐる公式の流れを追うことで、CECEが設立された背景をみていく。そもそもEPCが交渉の表舞台に登場した直接のきっかけは、一九五一年一月に行われたEDC条約に関する六カ国の外相会談だった。そこでイタリア首相デ・ガスペリは、EDCに民主的なコントロールを行うための二院制を有する政治機関の設立を定めた、有名な第三八条を提案する<sup>①</sup>。これによりEPC構想が浮上することになった。

EDC条約は一九五二年五月に六カ国政府により調印され、第三八条にもとづき、三権分立と民主的に選出される二院制の議会を有する「連邦または国家連合的」なEPCが設立されることが確実なものとなる<sup>②</sup>。この新たな共同体の制度設計となるEPC条約の草案起草はECS Cの共同総会に委ねられ、同年九月に共同総会内で「最初のヨーロッパ憲法」の起草のために、スパークが議長を務めるアドホック議会が設置されることとなった<sup>③</sup>。九月一日に会合を開いたアドホック議会は二六人から成る憲法委員会を設け、この委員会に実際のEPC条約草案起草の任務を与えた<sup>④</sup>。約一週間後に最初の会合を開いた憲法委員会は、約半年という短い期間で「最初のヨーロッパ憲法」の草案を用意するよう求められ、一九五三年二月二六日に活動を完了してアドホック議会に草案を提出し、これがその後、六カ国政府によって協議されることとなる。

このような公式の流れの一方で、非公式なレベルで独自の条約案を起草していたのがCECEだった。「憲法制定議会または欧州ブレ憲議会の招集」を見越して、一九五二年五月六日にヨーロッパ運動議長のスパークによって設立されたCECEは<sup>⑤</sup>、EPC原加盟国となるECS C六カ国から一三人のメンバーが参加した専門的な研究委員会だった<sup>⑦</sup>。彼らの

大半が法学の教授や弁護士といった法律専門家であったが、その中にイタリアのスピネリ (A. Spineiri) とベルギーのドゥウースという、当時の西ヨーロッパにおける親統合派勢力を牽引する二人の人物が含まれていたことは特筆に値する。UEFの指導者の一人であったスピネリは、戦後間もない時期からヨーロッパ連邦の創出に向けて精力的に活動を展開してきた連邦主義者であったが、彼を通じてデ・ガスペリは上述のEDC第三八条を提案するに至ったことはよく知られている<sup>⑧</sup>。また、CECE委員長を務めるスパークと同じくベルギー社会党に所属するドゥウースは、著名な国際法学者として知られる人物だった。彼は、ヨーロッパ運動の司法セクションではテトジャンらと協同し、一九五〇年に欧州審議会で採択された欧州人権条約を起草している<sup>⑨</sup>。このような経歴をもつドゥウースがCECEの事務局長を務めることになり、彼の指導のもと、パリ、ストラスブール、ブリュッセルにて審議が行われ、CECEは一九五二年一月に自らの条約案を正式に公表することになる。

この一連の時系列は重要である。というのも、CECEは独自の条約案を用意することで実際の草案起草プロセスに関与することを最大の目的としていたからである。このことは、九月三〇日の審議におけるスピネリの発言に集約されている。すなわち、「我らが委員会は各国政府に提出するための研究を行うために設立されたのではなく、最初から、憲法の基盤となる案を作成するために設立されたのだ」<sup>⑩</sup>。そのため、九月に設置されたアドホック議会と憲法委員会の活動開始時に合わせて、CECEは短期間で集中的な審議を行い、急ピッチで条約案を採用したのである。

このような目的をもったCECEは、表向きはヨーロッパ運動内に設置されたものだったが、実際にはACUEがその活動に深く関与していた。そのため上述の一三人のメンバーに加え、アメリカからはオブザーバーとして、後述する二人のハーヴァード大学教授と二人のACUEメンバーが審議に参加した<sup>⑪</sup>。また当初、ヨーロッパ運動側のメンバーとしても一人、フランスのキリスト教民主主義者でありジュネーヴ・サークルのメンバーでもあったテトジャンの参加が予定されていた。

C E C E Eのメンバーであるフランスのフルネ(H. Frenay)は、一九五二年五月一二日にテトジャンに書簡を送り、五月末に開催されるC E C E Eの第一回審議に参加するよう求め、もしも参加できない場合は彼と同じキリスト教民主主義者であるコストフロレ(A. Coste-Floret)を代理として派遣するよう打診した<sup>⑭</sup>。しかし、フルネは同日付でドウウースにも書簡を送っており、その中で「テトジャンが我々の委員会の活動からかなり距離を置いていることをとても懸念している」と打ち明けている<sup>⑮</sup>。このフルネの懸念通り、結局テトジャンはC E C E Eには参加せず、また代理の人物をよこすこともなかった。

一方で、フルネから書簡を受け取った約一ヵ月後の六月一六日に、テトジャンはジュネーヴ・サークルの会談で他国のキリスト教民主主義者とともにE P C C構想を非公式に協議していた。そこで彼は「ヨーロッパのためにある提案を準備している」と切り出し、独自のE P C C構想を説明している。すなわち、E C S C六カ国の首脳たちの中から「一年か二年の期間で一人をヨーロッパ連合のリーダー」として選び、このリーダーが首相と「二院制の議会に対して責任」を負う「財務大臣」、「防衛大臣」、「外務大臣」、「シューマン・プランのための大臣」の計四人の閣僚を指名する。そして、二院制の欧州議会に関して、上院は一国につき四人の代表から構成され、下院は国別に人口比に応じた議員数が割り当てられるという構想だった。テトジャンによるこの提案は「幾分驚くものだった」が、他の出席者たちにより大きな関心がよせられ、中でも西ドイツのキリスト教民主主義者であり、後に外相となるフォン・ブレンターノ(H. von Brentano)から強い賛同を得ている<sup>⑯</sup>。その後、テトジャンはアドホック議会の副議長に選ばれ、フォン・ブレンターノは憲法委員会の委員長に就任しており、彼らのキリスト教民主主義ネットワークを通じて、サークルで協議されたE P C C構想が受け継がれていくことになる<sup>⑰</sup>。

テトジャンがフルネの誘いを受けず、C E C E Eに参加しなかったのは意図的だったのかどうかは、史料上の制約もあり、現時点では断言できない。しかし、この時点でジュネーヴ・サークルという西ヨーロッパのキリスト教民主主義者に限定

されたネットワークが、他方ではCECEという西ヨーロッパとアメリカの間の二つの非公式なネットワークがそれぞれ、EPC条約の草案をめぐる独自の構想を固めていったと考えられる。

## 第二節 ハーヴァード大学研究グループ

CECEにおけるトランスアトランティック・ネットワークは、ACUEにとってEPC条約の草案に非公式に関与するために重要なものであり、ACUEはアカデミックなルートを通じてその活動に関与することになる。そこで中心的な役割を果たしたのが二人のハーヴァード大学の法学教授だった。一人はボワイ（R. R. Bowie）である。弁護士としてのボワイは、一九五〇年から五一年まで西ドイツ・アメリカ占領地区の高等弁務官マクロイ（J. J. McCloy）の法律顧問を務めたことをきっかけに、アメリカの対西ドイツ政策に関わるようになる。彼はシューマン・プランの考案者でありフランスの統合政策に決定的な影響力をもっていたモネ（J. Monnet）を通じてECS C条約交渉に非公式に関与し、一九五三年からは国務省の政策立案局長に就任するなど、政府と関わりの深い人物だった。<sup>16)</sup>

もう一人は政治学者のフリードリヒ（C. J. Friedrich）である。彼は一九〇一年にドイツで生まれ、ハイデルベルク大学で博士号を取得した後、アメリカに帰化した経歴の持ち主である。一九四六年から四九年にかけて西ドイツ駐在のアメリカ軍司令官クレイ（J. R. Coe）の法律顧問としてボン基本法の作成に関わり、一九四七年以降はUEFの大会に出席するなど、ヨーロッパ連邦の創出を強く支持する連邦主義者としても知られていた。<sup>18)</sup>

彼らは専門家としてのキャリアを積み過程でアメリカ政府の活動にも従事し、統合政策にコミットする経験を得たのであり、同時に、ヨーロッパ憲法という問題に精通する学術的なバックグラウンドをもつ数少ない人物でもあった。そのため、ヨーロッパ運動からヨーロッパ憲法起草のための学術支援の要請を受けたACUEは、この二人の教授に協力を求め、彼らを中心に約四〇人の研究者から成るハーヴァード大学の研究グループが設けられた。この研究グループは「連邦主義

に関する研究」というプロジェクト名のもと、A C U E とフォード財団からの資金援助を受けて集中的に活動を行うことになる。その研究目的は、C E C E における「ヨーロッパ憲法に関する審議のために詳細な比較材料を提供すること」であり、<sup>⑮</sup>オーストラリア、カナダ、西ドイツ、スイス、アメリカという既存の五つの連邦国家において、どのようにして憲法に関する諸問題が取り組まれ、解決されたのかについての歴史的な資料を提供することだった。<sup>⑯</sup>

具体的には、各々の連邦制の立法府・行政府・司法府、防衛・外交・安全保障政策、経済問題、憲法改正、海外領土、新規加盟国の受け入れといった多岐に亘る統治システムの比較が行われた。その研究成果は「連邦主義に関する研究」と題された約八〇〇頁から成る報告書としてまとめられ、一九五二年五月に暫定版が、<sup>⑰</sup>九月には完成版がC E C E に提出され、基礎資料として活用されることになる。<sup>⑱</sup>

- ① 川嶋「幻のヨーロッパ——欧州政治共同体をめぐる一九五二—一九五四(一)」九三—九四頁。
- ② A. Hovey, Jr., "Britain and the Unification of Europe", *International Organization*, vol. 9, no. 3, 1955, p. 326.
- ③ Rapports financiers de l'Assemblée, CEAB2, no. 367 (1952), *Commission des Communautés européennes. Dossiers de la Haute autorité de la Communauté européenne du charbon et de l'acier* [H. A. H. C.], Luxembourg, 1989, p. 14.
- ④ *Ibid.*, p. 40.
- ⑤ Statut de la Communauté Politique Européenne: Projet de Traité, CEAB2, no. 32/1 (1953), *DHC*, p. 6.
- ⑥ モーロマン運動は既に一九五二年三月の時点で司法委員会や総務長官のモーロマン憲法作成に向けて取り組まざるを得ず、それが五月の時点で正式に採択された。R. R. Bowie/C. J. Friedrich, *Studies in Federalism*, Boston, 1954, xxvi.
- ⑦ CECE, Résolutions, p. 3, FD-86, HAEU.
- ⑧ 川嶋「前掲論文」九五—九六頁。
- ⑨ M. R. Madsen, "From Cold War Instrument to Supreme European Court: The European Court of Human Rights at the Crossroads of International and National Law and Politics", *Law & Inquiry*, vol. 32, issue 1, 2007, p. 142.
- ⑩ CECE, Seance du mardi 30 septembre 1952 (après-midi) à Bruxelles, procès-verbal, p. 21, FD-86, HAEU.
- ⑪ CECE, Seance du dimanche 28 septembre 1952 (martin) à Bruxelles, procès-verbal, p. 1, FD-86, HAEU.
- ⑫ Lettre de Henry Frenay à Pierre-Henri Teilgen (Paris, 12.5.1952), FD-89, HAEU.
- ⑬ Lettre de Henry Frenay à Fernand Dehousse (Paris, 12.5.1952), FD-89, HAEU.
- ⑭ Dok. 98, TPFC, S. 321-326.

- ⑮ E C S C 共同総会においては国別よりも政党別に行動する傾向がみられ、一九五三年六月の時点で今日のヨーロッパ政党の原型となるトランスナショナルな政党別会派の結成が認められている。  
*Assemblée CECA: Groupes politiques, CEAB1, no. 591 (1953-1954), DHC, p. 11-13.* なお、共同総会の初代議長職をめぐってはスバークとフォン・ブレンターノの二人が立候補していたが、西ドイツの社会民主主義者は同じドイツ人であるフォン・ブレンターノに投票せずにスバークに投票しており、各国の報道で超国家的な傾向として取り上げられた。*Union européenne des fédéralistes, Revue de Presse no. 11, Pour ou contre l'Europe à six, 10 Octobre 1952, p. 8-9, FD-40, HAEU.*
- ⑯ Interview with Robert Bowie regarding Schuman Plan negotia-  
 tions, pp. 1-7, JMDS-168, HAEU.
- ⑰ Cohen op. cit. p. 124. なお、クレイは A C U E の理事会のメンバーであった。*ACUE, op. cit., p. 1.*
- ⑱ C. J. Friedrich, *Europe. An Emergent Nation?* New York, 1963, xi.
- ⑲ Bowie/Friedrich, *op. cit.*, v-xxv.
- ⑳ Resolutions, p. 4.
- ㉑ Memorandum des experts américains sur les projets de rapports concernant une constitution fédérale européenne par R. Bowie et C. J. Friedrich (15.5.1952), FD-88, HAEU, p. 1-2.
- ㉒ CECE, Seance du samedi 27 septembre 1952 à Bruxelles, procès-verbal, p. 2, FD-86, HAEU.

## 第四章 ヨーロッパ憲法研究委員会 (C E C E) における審議

### 第一節 欧州政治共同体 (E P C) の制度設計

ハーヴァード大学研究グループからの学術援助を受けながら、C E C E は「最初のヨーロッパ憲法」の起草のために集中的な審議を行い、「ヨーロッパ憲法」の草案として九つの決議文（序文と全体的な規定、共同体政府、共同体議会、共同体司法権、石炭・鉄鋼に関する権限、防衛に関する権限、外交政策に関する権限、財政に関する権限、憲法の改正）を採択する。では、この決議文の採択に至るまでの C E C E の審議では、E P C の制度設計をめぐってどのような議論が行われたのだろうか。議論の前提となったのは、E D C 条約第三八条で示された指標だった。すなわち、政府、二院制の議会、最高裁判所の三権分立のもとに超国家的な共同体を創出するという方針であり、このような前提のもと、さらなる議論が行われた。<sup>①</sup>

C E C E に参加したヨーロッパ側メンバーの多くは連邦主義者だったものの、だからといって一貫して連邦主義的な姿勢が貫かれていたわけではなかった。むしろ、当初は国家主権の縮小を極力伴わないミニマリスト的な見解のほうが優勢だった。それが顕著に表れたのが、E P C に付与される権限に関する議論である。C E C E の審議で最初に取り組まれた最も重要な問いは、E P C の権限はどのようなものかということだったが、実の所、ヨーロッパ側のメンバーの多くは当初、その権限は最低限のものであるべきだという考えをもっていた。例えば西ドイツの自由民主党に所属するベッカー (M. Becker) は、五月半ばに作成した自らのメモランダムの中で、E P C を設立するために「絶対に不可欠な権限以外は連邦国家に移譲する必要はない」こと、「他の全ての領域では加盟各国の主権は不可侵のままである」ことを強調している。<sup>②</sup>

ベッカーは、約二週間後の五月二四日に行われた第一回審議においても、E P C に「あまりにも多くの権限を与えるべきではなく、本質的なものだけに限定すべき」だと述べているが、このようなE P C の権限に対するミニマリスト的な見解は、他のメンバーによっても共有された考えだった。<sup>③</sup> そのため、採択された決議文の中でも「加盟各国が有し、共同体にはつきりと移譲されない全ての権限は各国の権限のままである。とりわけ、宗教・文化・教育の分野は加盟各国の権限である」(第一決議 B 第三条)と明記されることになった。E P C に付与されるのは、既にE C S C に付与されている石炭・鉄鋼に関する権限(第五決議)や欧州軍に関する防衛・安全保障に関する権限(第六決議)、そして戦争の布告・和平交渉を行うといった外交政策に関する権限(第七決議)に限定されたのである。<sup>④</sup>

同様の議論は、E P C の名称に関する議論の中にもみとることができる。第一回審議の段階では、「共同体」をE P C の名称として採用する方向で議論が進められていた。<sup>⑤</sup> というのも、「共同体」という名称は、「連邦」と「国家連合」のどちらの意味にもとることのできる両義的な性質をもつからであり、この段階ではまだ、E P C が連邦国家として設立されるべきかどうかについては方針が定まっていなかった。



ところが、約二カ月後に行われた審議では一転して、ドウウースによりEPCの名称として「ヨーロッパ合衆国」が提案される。彼は、そもそもEPCは連邦国家であり、法的な実態と合致する表現を採用するのが望ましく、アメリカに「素晴らしい印象」を与えられるという理由を挙げ、この提案は採用されることになった。<sup>⑥</sup> また、序文に関する審議で、誰がEPC条約を締結するのかという点が問題になった際には、「我々、アメリカ合衆国民は (We, the People)」というフレーズで始まるアメリカ合衆国憲法をモデルとすることが提案された結果、EPC条約が加盟国の「人民の間で締結される」という文言が用いられることになった。<sup>⑦</sup> アメリカをモデルとしたこの序文は、実際のEPC条約に受け継がれることになる。<sup>⑧</sup> ECCC設立条約といった既存の条約は各国政府が締結者となっていたため、CECEが加盟国の人民を締結者としたという点は、EPCを一つの連邦国家として認識していたことを示すものだったと言える。

しかし、このようなCECEの認識はメンバー内から反発を招くことになる。九月末に開かれた審議のなかで、オランダメンバーのフェルジル (J. H. W. Verzijl) は、CECEの条約案は「共同体の加盟国にほとんど権限が残されていない」ものであり、連邦主義者ではない彼にとつては受け入れがたいものであると強く批判し、出版予定のパンフレットから自らの名前を削除するよう求めた。<sup>⑨</sup> その結果、パンフレットには、CECEに参加したヨーロッパ運動メンバーとして彼を除いた二人の名前が記され、脚注にてフェルジルが正式なメンバーではなく「技術的な協力をしてくれた」として書き換えられることになった。<sup>⑩</sup> このエピソードからもうかがえるように、当初はEPCを連邦国家として条約案起草することに消極的だったCECEは、徐々に連邦主義寄りの路線をとるようになったと考えられる。そして、このような変化をもたらしたのが、次節で論じるハーヴァード大学研究グループによる学術的な支援だった。

## 第二節 アメリカによる学術的な貢献

そもそも、ハーヴァード大学研究グループがACUEの要請を受けて「連邦主義に関する研究プロジェクト」を遂行す

る際、ACUEとスパークの間で、アメリカ人がヨーロッパ憲法の問題について「賛成または反対しない」ことが取り決められていた<sup>⑪</sup>。またボウイは、このプロジェクトの成果として作成された報告書「連邦主義に関する研究」に関して、あくまでヨーロッパ人がより良い選択を行うための補助的なものである、と言及するなど、表向きはアメリカがCECEの活動に直接関与しないものとされていた。

確かにACUE自体はCECEの審議に直接関与することはなかったものの、ハーヴァード大学研究グループは、次の二つの方法を通じてその審議に確実に影響を及ぼしていた。第一の方法は、ボウイとフリードリヒがCECEの活動に参加することだった。二人は審議に参加し、そこで問題となった特定の事柄について「賛成または反対」意見を述べていた<sup>⑫</sup>。また、彼らはスピネッリと頻繁に連絡を取り合い、彼が憲法案の骨子を示したメモランダムを作成する手助けをすることで、その条約案の起草に関わっていたのである<sup>⑬</sup>。

第二の方法は、報告書「連邦主義に関する研究」を通じて、ヨーロッパ連邦を創出する上で望ましい制度設計を提示することだった。同報告書がCECEの審議に影響を及ぼした重要な事例として、以下の二点が挙げられる。第一に、政府に関する議論である。ボウイは同報告書の中で、EPCの行政府としてオーストラリア、カナダ、ドイツに存在する内閣制度は不適切であると指摘している。その理由として彼は、当分の間はヨーロッパ規模の安定した政党が誕生しないであろうこと、それゆえ内閣は連立を組まねばならないが、「連立内の少数派の要素に翻弄」され、安定した行政府として機能しないことを挙げている。また、大統領を一般投票で選出するアメリカの制度は、結果として大統領個人に強力な権限を与えることにつながるため、EPCには適用すべきではないとし、「最良の指標」となるのはスイス型だと結論づけている<sup>⑭</sup>。

この報告書の影響は、CECEが採択した条約案の注釈の中にみることができるといえる。ここでは、EPCの行政府は議会の不信任決議を受けないという点において「アメリカ大統領制と共通性を有する」ものの、大統領への権限の集中を回避す

るために、政府の決定はそのメンバーたちが共同で行うこと、すなわちCEEが提案する行政府はスイス型であることが明記されている。<sup>①⑦</sup>そして、このヨーロッパ政府のメンバーは二院制からなるヨーロッパ議会から選出され（第二決議第三條）、各国政府から完全に独立するという規定（第二決議第四條）が採用された。<sup>①⑧</sup>EECの執行機関である高等機関のメンバーは各国政府から選出された代表によって構成されたものの、これとは対照的に、ヨーロッパ政府は各国政府から完全に独立したメンバーから構成されるとしたこのCEEの見解は、EPCの超国家性を担保するものだった。

このような行政府に関する制度設計に加え、アメリカ側の見解がCEEの審議に明白な影響を及ぼした第二の事例が、上院の構成だった。<sup>①⑨</sup>ボウイは報告書の中で、EPCの立法府は二院制議会であるという前提のもと、下院は加盟各国の市民から直接選挙によって選出されるものと定め、他方で上院については「決定的に重要な問題」として解決すべき以下の点を挙げている。すなわち、上院は「各国議会によって選出され、自身の見解や所属政党に従って自由に投票を行う代表」から成るのか、あるいは「各国政府によって指名され」、政府の指示に従い投票する代表から成るのかという問題である。ボウイは、既存の連邦国家で採用されているのが前者であること、各国政府の指示を受けて投票を行う後者の制度は、旧来のナショナルな敵対関係を再現することに繋がりがかねないと指摘し、各国議会から選出される上院を推奨している。<sup>②①</sup>

このボウイ案とは対照的に、CEEの審議では、ミュンヘン大学の憲法学教授であるナヴィアスキー（H. Neuhäuser）が度々、後者のタイプを採用するよう主張していたが、これを阻んだのがアメリカ側のメンバーだった。フリードリヒは、自らが作成し、CEEメンバーに配布したメモランダムの中で、既存の連邦国家の経験に鑑みれば、ナヴィアスキー案はイレギュラーであると指摘している。<sup>②②</sup>加えて、九月二八日での審議ではボウイが、ナヴィアスキー案は国家間対立を招き「共同体の精神の破壊をもたらす」と批判している。<sup>②③</sup>このようなアメリカ側からの働きかけの結果、最終的にCEEはボウイが報告書の中で推奨したように、上院は「加盟国の議会によって選出された共同市民」から成り（第三決議第四條）、そのメンバーは「ナショナルな代表として投票を行わない」（第三決議第五條）という規定を採用するに至った。<sup>②④</sup>

以上のようにCEEは、国家主権の縮小については「連邦」と「国家連合」の間で揺らぎつつも、研究グループからの学術的な支援を受け、その報告書にもとづきながら既存の連邦国家の経験を参照することでEPCの制度設計を行っていった。スパークは同報告書について、「アメリカの友人たちの貢献を表したものであり、CEEの「非常に重要な中核」を成し、「非常に大きな利益」をもたらしたと評価している。CEEで最終的に共有されることになった連邦主義寄りの統合構想は、ヨーロッパ側とアメリカ側のメンバーの共同作業の中で再強化されたものだと考えられる。

- ① Résolutions, p. 5.
- ② Comité Juridique, manière de procéder (Bonn, 14.5.1952), p. 2, FD-88, HAEU.
- ③ CECE, Seance du samedi 24 mai 1952 à Strasbourg, procès-verbal, p. 4-6.
- ④ Résolutions, p. 8, 29-34, 40-42.
- ⑤ Seance du samedi 24 mai 1952 à Strasbourg, procès-verbal, p. 3.
- ⑥ CECE, Seance du samedi 5 juillet 1952 à Paris, procès-verbal, p. 12, FD-86, HAEU.
- ⑦ Seance du mardi 30 septembre 1952 (après-midi) à Bruxelles, procès-verbal, p. 4.
- ⑧ Statut de la Communauté Politique Européenne, Projet de Traité, CEAB2, no. 32/1 (1953), DHC, p. 16.
- ⑨ Seance du mardi 30 septembre 1952 (après-midi) à Bruxelles, procès-verbal, p. 18-23.
- ⑩ Résolutions, p. 3.
- ⑪ Bowie/Friedrich, *op. cit.*, xxvi.
- ⑫ Memorandum des experts américains sur les projets de rapports concernant une constitution fédérale européenne" par R. Bowie et C. J. Friedrich (15.5.1952), p. 2.
- ⑬ Seance du dimanche 28 septembre 1952 (martin) à Bruxelles, procès-verbal, p. 4.
- ⑭ Lettre de A. Spinelli à F. Dehousse (Rome, 21.8.1952), ME-89, HAEU.
- ⑮ Vaysiere, *op. cit.*, p. 467.
- ⑯ Bowie/Friedrich, *op. cit.*, pp. 23-24.
- ⑰ Résolutions, p. 17.
- ⑱ Ibid., p. 14.
- ⑲ Réveillard, *Les premières tentatives...*, p. 359-361.
- ⑳ Bowie/Friedrich, *op. cit.*, pp. 26-27.
- ㉑ Memorandum sur le système exécutif (commentaires sur le projet de résolution n° 2) par C. J. Friedrich, (s.d.), FD-88, HAEU, p. 1-2.
- ㉒ Seance du dimanche 28 septembre 1952 (martin) à Bruxelles, procès-verbal, p. 4.
- ㉓ Résolutions, p. 20.
- ㉔ Bowie/Friedrich, *op. cit.*, vi.

欧州石炭鉄鋼共同体（ECCSC）における憲法草案作成へ——むすびにかえて——

C E C E がヨーロッパ憲法起草のための審議を行い、独自の条約案を起草していたのと同時期に、E C S C 内では E P C 条約の起草を実際に行うアドホック議会と憲法委員会が設立されていた。この二つの組織に対し、C E C E は五人のメンバーを送りだすことに成功し、中でもスパークはアドホック議会の議長を務め、ドウゥースは憲法委員会で重要ポストを獲得した。C E C E はこれらのメンバーを通じてアドホック議会と憲法委員会に働きかけることに加え、自らの採択した条約案がこの二つの組織に受け継がれるよう、広報活動を積極的に行っている。

九月三〇日に行われた C E C E の審議では、自らの条約案をいかにして有効なものにするのかという問題について、熱心な議論が行われている。まずスパークが、憲法委員会のメンバーとして選出されたドウゥースを通じて、憲法委員会内で C E C E の条約案を浸透させるという「戦術」を提案した。これに対してドウゥースは、「憲法委員会は一〇月二三日に会合を行い、連邦問題について根本的な議論を行うことになっている」こと、この審議の直後に C E C E が自らの条約案を提出すれば、より一層効果的に働きかけられることができると述べ、そのためにも早急に決議文と「連邦主義に関する研究」を出版するよう促している。これに応じてスパークは、C E C E の条約案をできるだけ早く憲法委員会に提出せねばならないこと、そうすることで E P C 条約をめぐる「ライバルたち」の活動を「極めて不調なもの」にすることができる、とドウゥースの提案を受け入れ、早急に出版を行うことが決定された<sup>①</sup>。

その結果、C E C E の決議文は憲法委員会の審議が行われる一〇月二三日前にフランス語で二万五千冊、議事録と「連邦主義に関する研究」はそれぞれ五千冊出版され、憲法委員会とアドホック議会のメンバーに加え、各国の議会、大学、外相たちに配布されることになった<sup>②</sup>。

他方、上述のようにキリスト教民主主義のネットワークもアドホック議会と憲法委員会にはテトジャンやフォン・ブレ

ンターノといった多くの有力メンバーを送りだしているものの、基礎資料の提供といった具体的な形での関与を行っていたという事実は現在のところ見当たらず、より具体性をもった提案を行っているという点で、CECEのトランスアトランティック・ネットワークは一定の役割を果たし、EPC条約の草案作成に影響を与えた可能性が指摘できる。すなわち、アメリカによる財政的・学術的な支援を受けた連邦主義的な統合構想が、同ネットワークのメンバーと広報活動を通じて、「最初のヨーロッパ憲法」の中に組み込まれていったと考えられる。

今回取り上げたトランスアトランティック・ネットワークの役割や、それを通じたアメリカの非公式な統合政策への関与といった事例は、ナショナルで公式の政府間交渉に焦点を当ててきた既存研究では見落とされてきたものである。EPC条約草案起草プロセスは、各国政府といったアクターによる表の交渉だけでなく、その背後で活動していたキリスト教民主主義とCECEという二つの非公式ネットワークによる舞台裏での交渉と相俟って展開されていた。これらを総合的にまとめることが今後に残された課題であり、別稿に譲りたい。

① Seance du mardi 30 septembre 1952 (matin) à Bruxelles, procès-verbal, p. 8-13.

Bruxelles, le 1 octobre 1952, p. 1-3, FD-87, HAEU, など。『連邦主義

② Décisions prises au cours d'une réunion de travail du Secrétariat du Comité d'études pour la Constitution Européenne, tenue à

Bruxelles, le 1 octobre 1952, p. 1-3, FD-87, HAEU, など。『連邦主義に関する研究』はドイツとオランダでの配布用に一五〇〇冊はドイツ語で、その他の国々での配布用に三五〇〇冊がフランス語で出版された。

【付記】本稿は日本学術振興会科学研究費二五七二三一（特別研究員奨励費）および公益財団法人村田学術振興財団平成二七年度研究助成による研究成果の一部である。

（九州大学大学院人文科学府 博士課程）

was recognized by the society.

In 1868 (immediately after the Meiji government), the Katurame appealed to the Meiji government for the protection of their activities, as they had with the Tokugawa government during the early modern period. The Meiji government recognized their appeal once. But Gokōnomiya shrine requested that the Meiji government put a stop to the Katsureme's activities in order to solve their management issues. Gokōnomiya shrine had lost the assistance of the Tokugawa government, so they sought the protection of the Meiji government. This request was accepted by the Meiji government because it was consistent with their policies of eliminating magical religious acts from shrines and the court. As a result, the Katsurame's activities were stopped. Their activities had been evaluated as unsuited to the new age by Meiji government.

However by 1901, Gokōnomiya shrine had incorporated the benefits of easy delivery and the elimination of smallpox, and it was selling the amulets. Gokōnomiya was transformed into a modern shrine by adopting elements of an early modern popular religion.

The Transatlantic Network between the American Committee on  
United Europe and the European Movement, Focusing on the  
Drafting of a Constitution for the European Political Community

by

TAKATSU Tomoko

The aim of this article is to consider the formative period of European integration from the close of the Second World War to the mid-1950s through a clarification of the non-official process of the drafting of the European Political Community Treaty (EPC Treaty) from a transnational perspective.

Previous studies of the history of European integration have been criticized for strongly defining it in terms of national histories centered on an analysis of each nation's government and ignoring the involvement in the policy of integration by non-state actors. In contrast, recent scholarship has tended to emphasize the important role played in decision-making on the

policy of integration by informal transnational networks rather than official state actors. Particularly in legal studies, research on the various treaties during the initial stage of European integration has been conducted with the rising concern with the origins of transnational European law as the backdrop. As a result, the EPC Treaty, which had not been sufficiently studied historically, has once again gained attention as Europe's first constitution. Then, although it has been pointed out that a network of professionals made up of lawyers and legal scholars from Europe and America, who had expert knowledge of the law, had been involved in drafting the EPC Treaty, there has not been sufficient substantive study of the actual situation.

This article builds on this trend in the research and analyzes the informal role played by this transatlantic network in the process of drafting the EPC Treaty. The object of consideration is the transatlantic network linking two organizations: the European Movement, an organization active in promoting integration, chiefly in Western Europe, and the American Committee on United Europe (ACUE), which was associated with the U.S. government. This network established the Comité d'Études pour la Constitution Européenne (CECE) in 1952 with the goal of unofficial participation in the process of drafting the EPC Treaty under the initiative of P.-H. Spaak, a leader of the European Movement.

The ACUE working with the goal of increasing American security and conscious of the indispensability of implementing supranational integration as a bulwark against Communism struggled to come up with a method to participate in the policy of European integration. The method it employed to meet those ends was to provide financial aid to the European Movement, which was in dire financial straits. ACUE, by commissioning a group of scholars from Harvard University to study a European constitution, supported the activities of CECE, and attempted to become indirectly involved in the drafting of the EPC Treaty.

This scholarly assistance from the U.S. influenced the deliberations of the CECE. From the beginning, many of the members of the European Movement who attended the CECE were of the opinion that the authority delegated to the EPC should be held to a *minimum* in order to preserve national sovereignty. However, as the report of the study group was used as a basis for the deliberations, the conception of federalist integration gradually came to be shared within the CECE. In other words, the draft ultimately chosen at the CECE was the draft that had come out of the work



of the European Movement and the group of Harvard scholars. This draft was employed as the basic source in the Ad Hoc Assembly and the Constitutional Committee established within the Common Assembly of the European Coal and Steel Community to actually draft the EPC Treaty.

Given the above, it can be surmised that the transatlantic network established in the CECE had a certain degree of influence on the drafting of the EPC Treaty. Through the analysis of CECE transatlantic network addressed in this article, I have made clear an aspect of American involvement in unofficial policy on European integration.